

障 発 1127 第 8 号
令和 5 年 11 月 27 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「精神保健福祉センター運営要領」について

令和 4 年 12 月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、精神保健センター運営要領を別紙のように定め、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので、管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、本通知の適用に伴い、「精神保健センター運営要領について」（平成 8 年 1 月 19 日健医発第 57 号保健医療局長通知）は、令和 6 年 3 月 31 日付けで廃止する。